議第 2 号

山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の 指定の解除について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第32条第1項の規定により、次の山形県指定名勝の指定を解除する。

名 称	所 在 地	地番	所有者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町 二丁目	13番8 の部分		

※所有者が個人のため、所有者名と住所は非公開

提案理由

山形県指定名勝仲野半四郎氏庭園の西側一部が県道拡幅工事区域にかかることから指定を解除するため提案するものである。

平成 27 年 3 月 16 日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 野 滋

文 審 第 4 号 平成27年2月18日

山形県教育委員会 教育長 菅野 滋殿

山形県文化財保護審議会 会 長 伊 藤 清



山形県指定有形文化財の指定並びに県指定名勝及び県指定天然記念物の 指定解除について(答申)

平成27年2月4日付け文生第1467号で諮問のありましたこのことについて、 当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種別	名,称	員数	所 有 者	所有者の住所
建造物の部	鳥海月山両所宮随神門		宗教法人 鳥海月山両所宮	山形市宮町三丁目8番41号
在短视 》2时	安国寺楼門	1	宗教法人 安国寺	山辺町大字大寺 518 番地

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

第2号 県指定名勝の指定解除

名 称	所 在 地	所有者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目 13番地内の指定地の一部		

意 見 山形県指定名勝の指定地の一部を指定解除することが適当である。

第3号 県指定天然記念物の指定解除

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
本覚寺の左右の松	1	宗教法人 本覚寺	村山市楯岡楯2番4号

意 見 山形県指定天然記念物の指定を解除することが適当である。

仲野半四郎氏庭園

(なかのはんしろうしていえん)



名称 (事業名)	仲野半四郎氏庭園
ふりがな	なかのはんしろうしていえん
指定区分	県指定文化財 名勝
指定年月日	平成21(2009)年 12月 4日
所在地(市町村)	天童市一日町二丁目4-43
所有者(実施団体 名)	個人
概要(活動状況等)	庭園の構成は主屋の北側に位置し、庭の北側に高さ1mの築山、築山の南と西裾に池を設置する池泉鑑賞式庭園で、借景は舞鶴山である。明治20~30年に8代目仲野半四郎によって作庭され、大正・昭和に一部改修されている。借景に舞鶴山を取り入れたため、当園は屋敷の北に配置されており、構成として「築山」「池」「石」がコンパクトにまとまっている。山石ではなく川原石を使うという山形の特徴が出ており、とろとろの自然石、雪見灯籠を使用することも山形の特色である。全国の近代個人庭園の中で、作庭時期・意図を明確にする碑文が存在する稀有な例であり、作庭からの変遷が古写真などにより明確になる数少ない例として、また、かつて、文化の中心であった豪農が作庭した、時代性・地域性を表すものとして貴重である。
問い合わせ先	公開の有無:無

議第 3 号

山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第32条第1項の規定により、次の山形県指定天然記念物の指定を解除する。

名	称	員	数	所	有	者	所有者の住所
本覚寺の左右	台の松	1	-	宗教法人	.本覚	:寺	村山市楯岡楯2番4号

提案理由

山形県指定天然記念物本覚寺の左右の松について、枯死により天然記念物の価値を失ったことから指定を解除するため提案するものである。

平成 27 年 3 月 16 日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 野 滋

文 審 第 4 号 平成27年2月18日

山形県教育委員会 教育長 菅野 滋殿

山形県文化財保護審議会 会長伊藤清



山形県指定有形文化財の指定並びに県指定名勝及び県指定天然記念物の 指定解除について(答申)

平成27年2月4日付け文生第1467号で諮問のありましたこのことについて、 当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種別	名,称	員数	所 有 者	所有者の住所
鳥海月山両所宮随神門		1	宗教法人 鳥海月山両所宮	山形市宮町三丁目8番41号
(本)(上)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	ま造物の部 安国寺楼門		宗教法人 安国寺	山辺町大字大寺 518 番地

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

第2号 県指定名勝の指定解除

名 称	所 在 地	所 有 者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目 13 番地 内の指定地の一部		

意 見 山形県指定名勝の指定地の一部を指定解除することが適当である。

第3号 県指定天然記念物の指定解除

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
本覚寺の左右の松	1	宗教法人 本覚寺	村山市楯岡楯2番4号

意 見 山形県指定天然記念物の指定を解除することが適当である。

本覚寺の左右のマツ

(ほんがくじのさゆうのまつ)





名称 (事業名)	本覚寺の左右のマツ
ふりがな	ほんがくじのさゆうのまつ
指定区分	県指定文化財 天然記念物
指定年月日	昭和27(1952)年 4月 1日
所在地(市町村)	村山市楯岡楯2-4
所有者(実施団体 名)	本覚寺
概要 (活動状況等)	村山市楯岡の中心市街地に位置する犠徳山本覚寺の堂前にある 臥龍型のアカマツの名木で、天明年間(1781・9年)、俳人鈴木 左右が献じたということからこの名がついた。また天保10年 (1839年)、清朝の役人?龍春豫がここに遊び「臥龍松園」の扁 額が残されていることから、当時すでに名木の名声が高かったと 思われる。I 中央主幹は高さ5m、幹周りの測定は困難であるが、地上 55cmのところで幹囲2.5m、四周に枝を出して地面を這い、特に 東に延びている枝は末端部が立ち上がって再び傘状になり、左右 よく均整を保っている。樹勢はすこぶる旺盛で、年々伸長してお り、現役の枝張りは東へ8m、西へ11m、北へ7m、南へ10mに 及んでいる。
問い合わせ先	公開の有無:有

本覚寺の左右のマツ

2014.10.27



①西側 全体的に枯死。



②先端の緑部分を伐採し、樹液の循環が ないことを確認



③北西側



④南側



⑤北東側



⑥枯枝のアップ

〇山形県文化財保護条例(昭和30年8月1日山形県条例第27号)(抜粋)

第1章 総則

第2章 県指定有形文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとつて重要なものを山形県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有 者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明 しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原 に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- **第5条** 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有 者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとつて重要なものを山形県指定史跡、山形県指定名勝又は山形県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 前項の規定により指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(解除)

- 第32条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定が あつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 <u>第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、</u>前項の場合には、第5条第4項の規定 を準用する。

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第36条で準用する第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合又は第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。